

津別町特定不妊治療費助成のご案内

津別町では、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業を実施しています。北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく助成を受けた方で、助成された額を差し引いた後もなお自己負担分の治療費が残り、下記に該当する方は必要書類をご持参の上、津別町役場担当窓口までお越しください。



対象者

北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく助成を受けた方のうち、この助成決定時に津別町に住所を有する方。

(ただし、他市町村から同様の助成を受けた方、及び受ける見込みの方は除きます。)

助成の額・回数

特定不妊治療費に対して、1回の治療に要した費用から北海道が助成する額を差し引いた額に対して15万円を限度として助成します。ただし、以前凍結した胚を用いるなどの採卵を伴わない治療、状態の良い卵が得られないなどのため治療を中止した場合（北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱による治療区分CまたはFの場合）は1回7万5千円を限度とします。

通算助成回数は、北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱に規定する回数とします。

申請方法

北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく助成の決定を受けた日の年度内に、申請手続きを行ってください。（ただし、特別な事情により年度内に申請できなかった場合は、翌年度の5月末までに申請してください。）

【必要なもの】

- ①「北海道特定不妊治療費助成事業」の助成決定指令書
- ②「特定不妊治療費助成事業受診等証明書」の写し
- ③印鑑（窓口で申請書を記入する際に押印いただきます）
- ④通帳（振込先のわかるもの）

助成方法



- ①上記のとおり申請書を提出いただいた後、添付書類をもとに審査します。
- ②後日、「津別町特定不妊治療費助成事業決定通知書」がご自身に通知され、ご指定の金融機関に町から助成額を振り込みます。